

	<p>日程 7 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について：公開</p> <p>日程 8 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について：公開</p> <p>日程 9 春日部市都市計画審議会委員の推薦について：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 1	新井 久義
	1 2	加藤 富夫
	1 3	池上 茂

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2024年第2回総会を開会いたします。 在任委員18名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (2) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (3) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (4) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について (5) 春日部市都市計画審議会委員の推薦について (6) 応募のあった農地利用最適化推進委員の状況についての6項目と、 <p>その他として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業委員親睦会会費の決算と監査報告についての1項目について協議しました。
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案5件 日程2 議案第2号、農地法第4条（知事）、1議案1件 日程3 議案第3号、農地法第5条（知事）、1議案1件 日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明」、1議案2件 日程5 議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、1議案1件 日程6 議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、1議案1件 日程7 議案第7号、春日部農業振興地域の変更に係る申出に関する意見聴取について、1議案1件 日程8 議案第8号、「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について、1議案1件 日程9 議案第9号、春日部市都市計画審議会委員の推薦について

	<p style="text-align: center;">1 議案 1 件</p> <p>合計 9 議案となります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 11 番新井久義委員、12 番加藤富夫委員、13 番池上茂委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 6 番から 14 番について、会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について許可申請が 9 件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに、申請番号 6 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付けする計画です。申請書に添付された写真によると、農地以外の利用をしている土地が見受けられます。農地法施行規則に基づく申請書は整っております。</p> <p>次に、申請番号 7 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号 8 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は親族間の贈与です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは野菜を作付ける計画です。譲受人の住所は野田市のため、野田市農業委員会に事務局が問い合わせたところ、野田市には農地を所有していないことを確認しております。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号 9 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 7 頁、詳細図は 8 頁となります。スクリーンを</p>

ご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁の申請番号10番、11番については、譲受法人が同一のため、一括にてご説明いたします。

はじめに申請番号10番、所有権移転。次に申請番号11番、所有権移転。詳細はそれぞれ議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号10番の案内図は9頁、詳細図は10頁、申請番号11番の案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁及び6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁の申請番号12番、13番についても譲受人が同一のため、一括にてご説明いたします。

はじめに申請番号12番、所有権移転。次に申請番号13番、所有権移転。詳細はそれぞれ議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号12番の案内図は13頁、詳細図は14頁、申請番号13番の案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書7頁及び8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号14番、所有権移転。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書9頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに、申請番号6番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号6番について報告いたします。令和6年2月9日に、川鍋農業委

員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施しました。まず、申請地については、一部では野菜等の作付けがされていましたが、赤沼字出口1238番1から4の一部は駐車場として利用されていることを確認しました。また、保有農地については、譲受人の稼業のための作業所が設置されておりました。以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。よって、問題ありとして報告いたします。

議長

次に、申請番号7番、9番について、担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号7番、9番について、一括にて報告いたします。令和6年2月7日に、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、上原推進委員、金子推進委員及び事務局職員1名と私の7名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、申請番号9番については、他地区にある保有農地の状況についても該当地区推進委員より問題ない旨の報告を受けております。以上のことから、問題なしとして報告いたします。

議長

次に、申請番号8番について、担当地区の石井推進委員より意見を求めます。

推進委員

令和6年2月8日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしとして報告いたします。

議長

次に、申請番号10番、11番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号10番及び11番について、一括にて報告いたします。令和6年2月9日に、市川会長、岩本推進委員と私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしとして報告いたします。

議長

次に、申請番号12番、13番について担当地区の金重一夫推進委員より

<p>推進委員</p>	<p>意見を求めます。</p> <p>申請番号12番及び13番について、一括にて報告いたします。令和6年2月9日に、山崎農業委員、朝倉推進委員と私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、他地区にある申請地及び申請人保有農地の状況についても、該当地区推進委員より問題ない旨の報告を受けております。以上のことから、問題なしとして報告といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号14番について担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。</p>
<p>推進委員</p>	<p>申請番号14番について報告いたします。令和6年2月8日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員と私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしとして報告といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号6番から11番の事前審査の報告を求めます。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号6番から11番について、事前審査の報告をいたします。</p> <p>はじめに、申請番号6番について報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地の一部については、駐車場の利用がされ、保有農地については譲受人の稼業のための作業所が設置されており、問題あり、との報告がありました。事前審査においても申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、推進委員の報告のとおり、農地の適正な利用が確保されていないことを確認いたしました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、不許可と決しました。</p> <p>次に、申請番号7番から11番について一括にて報告をいたします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、許可と決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議席番号8番石川勝也委員より申請番号12番から14番の事前審査の報告を求めます。</p>

委員	<p>申請番号12番から14番について、一括にて事前審査の報告をいたします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり、不許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号6番を不許可、と決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号7番から14番を事前審査委員の報告のとおり、許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号7番から14番を事前審査委員の報告のとおり、許可と決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条(知事)について許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>申請番号1番、詳細は議案書のとおり。申請理由は農業用施設の設置です。農機具が自宅敷地内の納屋に収納できなくなったこと、自宅敷地内には新たに設置する場所がないことから、転用申請したものです。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。設置を予定している農業用施設には、トラクター2台、コンバイン1台、乾燥機1台、糶摺</p>

機 1 台及び出荷する野菜を収納するとのことです。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として土留めを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が 10ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

議長 次に、申請番号 1 番について担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。

推進委員 申請番号 1 番について報告いたします。令和 6 年 2 月 8 日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員と私の 4 名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長 次に、議席番号 8 番石川勝也委員より申請番号 1 番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号 1 番について事前審査の報告をいたします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告を受けております。また、現地調査を実施したところ問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により許可相当、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第 2 号、農地法第 4 条（知事）申請番号 1 番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と決定しました。

議長

次に、日程3、議案第2号、農地法第5条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号2番から6番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書5頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条（知事）について」許可申請が5件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号2番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の拡張です。今まで申請地の隣地を資材置場として活用していましたが、資材のストックと建設機械を置く場所が不足したため、転用申請したものです。今までの資材置場には、採石、残土や単管パイプなどの土木資材のみを置くこととし、拡張部分には主に大型トラック3台、ショベルカー2台、バックホウ5台、パワーショベル1台などの大型建設機械を置く計画です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は今までの資材置場にある南側の道路に接続しています。被害防除措置として土留め及び安全鋼板を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁から6頁、申請番号3番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産の管理事業等を営んでおり、申請は物流倉庫の新設です。申請法人は春日部市内の物流倉庫が不足している、と知ったことから、隣接する非農地2,387.29㎡と合わせて物流倉庫を新設する計画です。ただし春日部市内の物流倉庫が不足していることを示す書類の添付が無く、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は地下貯留施設に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。排水は合併処理浄化槽で処理後、新設する道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の極度貸付契約書書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネッ

トワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書7頁、申請番号4番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請者は建設業を営んでおり、転用計画は特別養護老人ホーム建設にかかる一時的な掘削土置場の設置です。特別養護老人ホーム建設のための建物基礎、合併処理浄化槽及び防火水槽等を地中に埋設するために掘り出した土砂を、一時的に仮置きするためのスペースが必要となったため、一時転用申請したものです。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。転用期間は1年4ヶ月です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。被害防除措置として盛り土にビニールシートをかけて風で飛ばないようにします。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号5番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請者は建設業を営んでおり、転用計画は特別養護老人ホーム建設にかかる一時的な現場事務所及び駐車場の設置です。特別養護老人ホームの建設を効率的に進めるため、計画敷地外に現場事務所及び駐車場が必要、と考えたことから、一時転用申請したものです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は1年4ヶ月です。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。被害防除措置として隣地との境界にネットフェンスを設置する予定です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号6番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自家用車用の駐車場の増設です。今まで住宅敷地内に自家用車2台分の駐車場を置き、使用していましたが、来訪者用の駐車場が不足したため、駐車場を増設したいと考え、申請に至ったものです。この案件は、令和5年8月総会にて農地法第5条申請番号64番で審議しましたが、①担当地区推進委員から「申請人保有農地に盛土がされ、鉄板が敷かれている農地がある」と報告があったこと、②事前審査における現地調査の結果でも、担当地区推進委員の報告のとおり状況であることが確認されたこと、③該当する土地改良区発行の意見書が添付されていないこと、④金融機関からの残高証明書も日付が古く、現在の資金計画の確認が取れないこと、の理由から不許可相当と意見を付け、県に送付した案件です。申請については令和5年9月12日に取り下げがされています。今回は、前回指摘を受けた点を改善した上での申請とのこと。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付さ

れています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の既存の駐車場を經由して接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号6番について、担当地区の石井推進委員より意見を求めます。

推進委員 令和6年2月8日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしとして報告いたします。

議長 次に、議席番号8番石川勝也委員より申請番号2番、3番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号2番から3番について事前審査の報告をいたします。はじめに、申請番号2番について報告をいたします。現地調査を実施したところ問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号3番について報告いたします。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局から説明のあったとおり、倉庫新設の理由について春日部市内の物流倉庫が不足しているため、とのことですが、倉庫の不足を示すものが申請書に添付されておらず、確認がとれません。以上のことから埼玉県審査にあたっては、倉庫の必要性を十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 次に、議席番号9番水口健二委員より、申請番号4番から6番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号4番から6番について事前審査の報告をいたします。
はじめに、申請番号4番及び5番について報告をいたします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に申請番号6番について報告をいたします。申請地及び申請人保有農地

について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告を受けております。また、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。ただし、事務局の説明にもあったとおり、前回は申請人保有農地に盛土がされ、鉄板が敷かれてしまった経緯があることから、本案件について、許可となった際には適正に工事が行われているか注視する必要がある、と考えております。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

おはかりいたします。申請番号3番について、事前審査委員より許可相当とし、ただし条件を付す必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号3番、次に申請番号2番、4番から6番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号3番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号3番を、事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

申請番号3番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号2番、4番から6番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号2番、4番から6番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長	次に、日程 4、議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により、申請番号 1 番、2 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書 8 頁をご覧ください。議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 2 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、申請番号 1 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 31 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 170 日です。</p> <p>次に、議案書 8 頁から 10 頁、申請番号 2 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 32 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人の年間従事日数は 70 日です。</p>
議長	次に、申請番号 1 番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号 1 番について報告いたします。令和 6 年 2 月 9 日に、市川会長、岩本推進委員と私の 3 名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしとして報告いたします。
議長	次に、申請番号 2 番について、担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号 2 番について、報告いたします。令和 6 年 2 月 7 日に、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、上原推進委員、金子推進委員及び事務局職員 1 名と私の 7 名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されてい

ることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番水口健二委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号1番から2番について、一括にて事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号1番、2番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程5、議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書11頁をご覧ください。議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法における改正附則第5条第1項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書12頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程6、議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15頁をご覧ください。議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。今回、賃貸借を受ける者については、昨年秋に行った農地利用状況調査において、経営農地に問題がないと担当地区委員より報告を受けていること、また、1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。以上のことから、問題はないと考えております。よって、議案書16頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について、を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>

議長	起立全員です。よって、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程7、議案第7号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書19頁をご覧ください。議案第7号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、でございます。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので審議をを求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでしたが、先ほど総会前に開催された運営委員会におきまして、意見をつけたほうがよい、という意見があり、修正した意見が先ほどお配りしたものです。議案書23頁をご覧ください。申出内容一覧のうち、申出6番につきましては、1月31日付で取り下げ書の提出がありました。このようなことから、6番を除く5件の申出内容について、議案書20頁の修正案のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
事務局	補足説明をいたします。今回の意見については、議案書23頁の申出番号No.4、についての意見でございます。そのため、修正した回答には「No.4」と入れさせていただくものです。このことについては、先の運営委員会において、委員の中から「対象農地周辺は地域計画策定を進めている途中であり、このような除外申請、農地転用が行われると、地域計画策定に影響が出るのではないか」と意見があったものです。地域計画については策定途中であることから、このような意見を付けたい、との意見があったため、修正して提案したものでございます。
議長	事務局、補足説明のあった内容を含めた修正案を再度音読してください。
事務局	(事務局が修正案を音読)
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、日程8、議案第8号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書24頁をご覧ください。議案第8号春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、ご説明いたします。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5 第1項27号のハの規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。土地改良事業等が行われた区域については、事業完了の翌年度から8年間、農用地からの除外が制限されます。しかしながら、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に位置付けることにより、地域の農業振興に資する施設と認められた場合には、この限りではなくなります。この計画に位置付けられ、農用地から除外された施設については、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証することとなっています。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書25頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第8号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に日程9、議案第9号、春日部市都市計画審議会委員の推薦についてを

議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 29 頁をご覧ください。議案第 9 号春日部市都市計画審議会委員の推薦について推薦依頼がありましたので、審議を求めます。春日部市都市計画審議会は、幹線道路や用途地域の計画決定、生産緑地や地区計画の指定など都市計画の計画決定や変更に係る事項について、市長の諮問に応じて審議を行う機関でございます。農業委員会から 1 名の委員を推薦しておりますが、委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了となるため、春日部市長からの依頼を受け、改めて春日部市都市計画審議会委員を推薦するもので、任期は委嘱の日から 2 年間でございます。昨年 12 月 1 日に開催された臨時総会において、農業委員改選後の残任期間と、このたび市長から依頼のありました今回の任期については議案書 29 頁にお示しのとおり、現在の審議会委員である山崎委員を引き続き推薦させていただくこととなっておりますが、総会の議決をいただく必要がありますので、議案とさせていただきます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 9 号春日部市都市計画審議会委員の推薦について原案のとおり決定し、春日部市長に推薦いたします。

議長

次に、

日程 10 報告第 1 号「農地法第 4 条 (届出)」

日程 11 報告第 2 号「農地法第 5 条 (届出)」

日程 12 報告第 3 号「農地法第 18 条 (通知)」

日程 13 報告第 4 号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の 32 頁から 42 頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務局から説明がありましたとおり、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2024年第2回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時13分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 11番

農業委員 _____ 12番

農業委員 _____ 13番